

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1731号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
(精神保健福祉相談手当) 第19条 (略) 2 (略) 3 条例第20条第1項第2号の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 (1)・(2) (略) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定による退院請求又は処遇改善請求に関し入院中の者に接して行う意思確認又は意見聴取 (4)・(5) (略) (用地交渉手当) 第22条 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所 に勤務する職員とする。 (1) (略) (2) <u>福祉保健部医務薬事課</u> (3) <u>土木部都市局営繕課</u> (4) (略) (5) (略)	(精神保健福祉相談手当) 第19条 (略) 2 (略) 3 条例第20条第1項第2号の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 (1)・(2) (略) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定による入院中の者若しくは保護者からの退院請求又は処遇改善請求に関し入院中の者に接して行う意思確認又は意見聴取 (4)・(5) (略) (用地交渉手当) 第22条 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所 に勤務する職員とする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。